

## 新型コロナウイルス感染流行に伴う税務・財務支援政策について(2020年2月18日現在)

財務及び税務に関わる支援政策

### I. 国家税務総局及び中央政府情報

#### 1. 税務申告期限の延長

##### (1) 2020年2月申告期限

2020年2月の税務申告期限は2月24日までに延長されていたが、28日まで再延長された。(2020年2月17日国家税務総局 税総函〔2020〕27号)

##### (2) 申告納税の延期<sup>1</sup>

感染流行の影響を受け期限までに申告が困難な納税者は、法律に従いさらなる延長を申請することができる。また、税務当局は法律に従い税の支払いの延期申請を適時に承認し、企業の資金圧力緩和に積極的に支援すべきである。

#### 2. 企業負担部分の社会保険料の段階的免除、住宅積立金の支払い延期政策の実施<sup>2</sup>

国務院は企業の社会保険負担の軽減及び支払い延期に関する政策を決定。

- (1) 湖北省を除くすべての省は、中小企業の2月から6月の期間における企業年金、失業、労働災害保険除の負担の免除を受けることができる。大企業は2月から4月までのこれらの負担を半減することができる。湖北省は、2月から6月まで、すべての企業に対してこれらの負担について免除を受けることができる。
- (2) 6月末までに、企業は住宅積立金の支払いを延期し、当該期間中において、労働者が感染流行の影響を受け通常の返済を怠った住宅公積金からの借入金について延滞処理を行わない。

#### 3. 新型コロナウイルス流行予防・管理に関する税制優遇措置に関するガイドライン

(2020年2月10日国家税務総局ホームページ掲載)

##### (1) 保護と治療に関する支援<sup>3</sup>

- ① 流行予防に携わった医療従事者と感染予防労働者は、政府が既定する標準的な流行予防のための臨時的な仕事に係る労働手当と賞与は個人所得税を免除。
- ② 個人が取得した法人・団体等の機関から提供を受けた新型コロナウイルス感染予防のための医薬品・保護用品等(現金を除く)について個人所得税を免除する。

##### (2) 物資供給に関する支援<sup>4</sup>

---

<sup>1</sup> 国家税务总局关于充分发挥税收职能作用 助力打赢疫情防控阻击战若干措施的通知税总发〔2020〕14号

<sup>2</sup> 2020年2月18日政府網掲載

<sup>3</sup> 《财政部税务总局关于支持新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控有关个人所得税政策的公告》(2020年第10号)

<sup>4</sup> 《财政部税务总局关于支持新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控有关税收政策的公告》(2020年第8号)、《国家税务总局关于支持新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控有关税收征收管理事项的公告》(2020年第4号)、《财政部税务总局关于全面推开营业税改征增值税试点的通知》(财税〔2016〕36号)、《财政部海关总署税务总局关于防控新型冠状病毒感

- ① 感染流行予防と制御関わる重点物資生産企業は、2019年12月末と比較して増額した増値税控除留保税額の全額を還付申請することができる。
- ② 流行予防と制御に関わる主要な保護物資輸送サービスを提供する納税人は、2020年1月1日以降の感染流行予防と制御に関わる主要な保護物資の輸送から得られた収入について増値税・都市維持建設税・教育附加・地方教育附加を免除する。
- ③ 公共交通サービス、生活サービス、および住民に必要な生活物資の宅配便を提供する納税人は、2020年1月1日以降のこれらのサービス収入について増値税・都市維持建設税・教育附加・地方教育附加を免除する。
- ④ 感染流行予防・管理の重点物資生産企業は、2020年1月1日より、生産能力を拡大するために新規購入した関連設備について、企業所得税計算上一括償却をすることができる。

### (3) 公益寄付の推奨<sup>5</sup>

- ① 2020年1月1日以降、公益団体又は县级以上の人民政府及びその部門を通じて新型コロナウイルス感染流行に対して現金及び物資を寄付した場合、企業所得税あるいは個人所得税計算上全額控除することができる。
- ② 2020年1月1日以降、感染予防治療の任部を引き受けた病院への直接の寄付は、企業所得税あるいは個人所得税計算上全額控除することができる。
- ③ 2020年1月1日以降、組織または個人が、公益団体又は县级以上の人民政府及びその部門を通じて感染予防に関する物資の無償提供をした場合、増値税・消費税・都市維持建設税・教育附加・地方教育附加は免除する。
- ④ 2020年1月1日から2020年3月31日まで、慈善寄付の輸入税の免除に関する暫定措置に規定された免税輸入範囲を拡大し、感染流行予防と制御に関わる輸入品の寄付は、輸入関税と輸入付加価値税および物品税を免除する。

### (4) 生産再開の支援

感染流行の影響が比較的大きく困難な産業企業については、2020年に発生した損失を最大8年繰り越すことができる。なお、困難な産業企業には、輸送、ケータリング、宿泊施設、観光などが含まれ、具体的な判断標準は国家経済産業分類に従って実施される。

## II. 地方政府情報

### 1. 天津市感染流行に関する企業支援政策(津政办·発[2020]01号)<sup>6</sup>

染の肺炎疫情进口物资免税政策的公告》(2020年第6号)

<sup>5</sup> 《财政部税务总局关于支持新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控有关捐赠税收政策的公告》(2020年第9号)、《国家税务总局关于支持新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控有关税收征收管理事项的公告》(2020年第4号)、《慈善捐赠物资免征进口税收暂行办法》(财政部海关总署税务总局公告2015年第102号发布)、《财政部海关总署税务总局关于防控新型冠状病毒感染的肺炎疫情进口物资免税政策的公告》(2020年第6号)、《财政部税务总局关于支持新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控有关税收政策的公告》(2020年第8号)

6

天津市人民政府办公厅关于印发天津市打赢新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控阻击战进一步促进经济社会持续健康发展

## (1) 感染流行防止・管理プロジェクト資金保証

財政支援、融資支援など

## (2) 感染流行予防と制御を支援

- ① 医療材料の生産と原材料供給ユニットの再生産が緊急に必要とされ、適合する企業は、人員招聘、エネルギー、資金支援を提供する。
- ② 医療保護服、N95 マスク、その他の緊急医療保護材料等の企業は、感染流行鎮静化後、余剰生産量で標準を満たすものはすべて政府が買い入れる。

## (3) 卸売・小売プラットフォームの構築支援

条件に適合する場合一定の補助金

## (4) 中業企業に対する家賃の優遇措置

国有資産を賃借する中小企業等について 3 か月の家賃の免除や 3 か月の家賃の半額免除。その他の商業用テナントを賃借する場合、多難と賃料免除を所有者に奨励し、両当事者が協議して解決する。

## (5) 企業が労働力を安定させ、失業保険の抛出率を段階的に引き下げるよう奨励する

2021 年 7 月 31 日まで企業と個人負担の料率を 0.5%とする。リストラを行わず、人員削減が少ない保険加入企業は、前年し納付した失業保険料の 50%を返還する。

## (6) 政策実現サイクルの短縮化

国家ハイテク企業に対する奨励資金の初回認定を迅速化し、国会ハイテク企業が享受できる有効期間内の税収減免制度を適時享受できるようにする。

## (7) 税制上の優遇措置の強化

- ① 「感染流行の影響により納税申告が困難な中小企業」は、法律に従い税務申告を 3 か月延期することができる。また、特別に困難な状況にあり納税することができない場合、法律に従いその納付を 3 か月延長することができる。なお、実際の延長手続きは申告納税期限前に電子税務局にて申請理由を記載し電子申請を行う必要があります。
- ② 感染流行発生の影響を受け停止あるいは重大な損失を受けた企業で、房産税や都市土地利用税の納付が困難な場合には、臨時減免の申請をすることができる。
- ③ 企業や機関があるいは個人が社会単位に対し感染流行予防等に関する寄付を行った場合には、企業所得税法上税前控除又は個人所得税法上控除することができる。また、寄付契約に対して印紙税は課さない。

## (8) 社会保険関係の緩和

社会保険の納付期限を適正に延長する。また、感染流行の影響を受けた地区の法人等が、保険登録の申請や社会保険の納付等を期限内に行わなかった場合には 3 か月以内に補充をすることを許可し、この場合延滞金は徴収しない。

## 2. 北京市感染流行に関する企業支援政策(京政办発[2020]7号)<sup>7</sup>

### (1) 行政サービス料の一部不徴収

感染流行期間において、比較的大きな影響を受ける中小零細企業は、特殊設備検査費、下水道料、

---

展若干措施的通知

<sup>7</sup> 北京市人民政府办公厅关于应对新型冠状病毒感染的肺炎疫情影响促进中小微企业持续健康发展的若干措施

通行費の徴収を停止する。

## (2) 中小零細企業の賃料を免除

中小零細企業は、生産経営活動のため北京市内及び国有企業から賃借し、政府の要請により事業を継続し、感染予防規定により営業を停止しかつ人員削減を行わずあるいは人員削減が少ない場合、2月の家賃を免除する。オフィス部分の2月賃料は50%を減免する。その他の経営用賃貸については、家主はテナントの賃料を免除することを推奨する。具体的には両当事者が協議して解決するよう奨励する。流行期間中に賃貸物件を賃貸する中小零細企業が賃貸料を免除する場合には、市政府から一定の補助金を受けることができる。

## (3) 申告納税期間の延長

感染流行の影響を受け税務申告が困難な中小例先業は、法律に従い、最大3か月を超えない期間で申告納税期間を延長する。

## (4) 零細企業の研究開発費を助成

中関村国家自主イノベーションモデルゾーンの科学技術型零細企業は、研究開発投資の実績に応じ、20万元を超えない範囲で研究開発費を助成する。

## (5) 社会保険料の還付等

感染流行による影響が大きく、一時的に生産・運営が困難だが回復が見込まれ、人員削減をせずあるいは人員削減が少ない社会保険加入企業は、前年度の1人当たり失業保険基準額と被保険者数に基づき6ヶ月間の失業保険料の還付を受けることができる。

感染流行期間中、首都機能のポジショニングと産業開発の方向性に合致した中小零細企業は、4月末時点における企業平均従業員数と前年の平均従業員数と同じか20%以内の増加である場合には、3ヶ月間社会保険料の30%の補助金を支給する。4月末時点における企業従業員の平均数が前年の平均従業員数が20%以上増加している場合には、3ヶ月間社会保険料の50%の補助金を一括で支給する。

上記のポリシーを享受する企業で、所定の職業技能訓練に参加するスタッフ(待機者を含む)を組織する必要がある企業については、1人あたり1000元の基準で1回限りの技能向上研修補助金を受けることができる。

## 3. 河北省感染流行に関する企業支援政策<sup>8</sup>(冀政办字[2020]14号)

### (1) 輸入関税・増値税等の免除

国・地方の減税・手数料削減政策を全面的に実施。

感染流行予防と制御に使用される輸入品目は輸入関税と輸入増値税、消費税を免除。

衛生健康主管部門組織が直接輸入した感染流行予防および制御に使用される物品は輸入関税を免除。免税輸入品について既に税金徴収されている場合には還付する。

---

<sup>8</sup> 关于打好新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控阻击战促进经济社会平稳健康发展的若干措施

## (2) 申告納付期限の延長

感染流行の影響を受け税務申告が困難な企業については、法律に従って延長申告を申請することができる。特別な困難があり、期限内に税金を支払えない企業は、最大 3 ヶ月まで税金の支払いの延期を申請することができる。

## (3) 社会保険料の還付

業務復帰安定化を実施し、人員削減をせずあるいは人員削減が少ない社会保険加入企業は、前年に実際に支払った失業保険料の 50%を返還することができる。

一時的に生産・運営が困難だが回復が見込まれ、人員削減をせずあるいは人員削減が少ない社会保険加入企業は、当地の 1 人当たり平均失業保険基準額と被保険者数に基づき 6 ヶ月間の失業保険料の還付を受けることができる。当該政策施行期間は 2020 年 12 月 31 日まで。

段階的な失業保険料率及び労災保険料率の段階的引き下げ政策を 2021 年 4 月 30 日まで延長する。

## (4) 賃貸物件賃料の軽減

国有資産の経営用賃貸物件を賃借した飲食、宿泊及び百貨店の中小企業は、1 ヶ月の家賃を免除し、2 ヶ月の家賃を半分免除する。大規模な商業ビル、ショッピングモール、市場運営者に対し、感染流行時の賃料を適度に軽減するよう奨励する。

## 4. 最後に

各地政府ともに、税務申告納付期限の延期(申請に基づく延期)、社会保険料の一部還付及び納付軽減や納付期限延期、賃貸物件の賃料免除(国有資産賃貸物件)や軽減推奨(民間賃貸物件)政策が掲げられており、それぞれの軽減や免除は企業側からの申請や手続きを要するものと思われることから、各地政府及び行政機関の web サイトにて詳細を確認の上手続きを進めていただければと思います。なお、行政当局側も当面对面式の手続きを回避するため、電子申請での対応としており、今後行政手続きの電子化が一層進むものと思われます。

また、新型コロナウイルスに関する各種税務情報は、国家税務総局、北京市国家税務総局、天津市国家税務総局各ウェブサイトにて特別ページを設けて案内しておりますのでそちらもご参照ください。

2020 年 2 月 19 日  
北京・天津大野木マイツ諮詢有限公司  
以上